

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【公表番号】特表2010-504784(P2010-504784A)

【公表日】平成22年2月18日(2010.2.18)

【年通号数】公開・登録公報2010-007

【出願番号】特願2009-529750(P2009-529750)

【国際特許分類】

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

A 6 1 F 2/14 (2006.01)

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 9/00 5 5 0

A 6 1 F 2/14

A 6 1 L 31/00

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

目と下鼻道との間に延在するように構成された涙管ドレーンであって、

(a) 一端に第1フランジを有する細長い中空の剛性管と、

(b) 先端を構成する前記管の反対側端から所定の距離の位置で前記管に結合された、可撓性かつ弾力性の折り畳み可能な第2フランジと、  
を備え、

前記管の一部分は前記第2フランジから突出し、

前記管及び前記第1フランジは剛性材料から成り、

前記第2フランジは可撓性材料から成り、該第2フランジは、患者内の組織通路を通じて前記ドレーンを挿入する際は前記先端から遠い側に折り畳まれるために十分に柔軟であり、前記下鼻道に入った場合には開くために十分に弾力的である  
ことを特徴とする涙管ドレーン。

【請求項2】

前記第2フランジは、前記管の断面直径と比較して、前記管の長さ方向に平行な方向に比較的小さい所定の厚さを有し、

(i) 前記第2フランジが前記管に対して平らに密着した場合における、前記管と前記第2フランジの両方を含めた全体の断面直径と、(ii) 前記管のみの断面直径との比が最小であることを特徴とする請求項1に記載の涙管ドレーン。

【請求項3】

前記管の前記反対側端からの前記所定の距離が、約1mmであることを特徴とする請求項1または2に記載の涙管ドレーン。

【請求項4】

前記第2フランジは前記第1フランジよりも大きい直径を有することを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載の涙管ドレーン。

【請求項5】

前記第2フランジは、屈曲していない状態で放射面に延在することを特徴とする請求項1～4のいずれか一項に記載の涙管ドレーン。

【請求項6】

前記剛性材料は、ガラスまたはプラスチックから成ることを特徴とする請求項1～5のいずれか一項に記載の涙管ドレーン。

【請求項7】

前記管の前記先端が角取りまたは面取りされていることを特徴とする請求項1～6のいずれか一項に記載の涙管ドレーン。

【請求項8】

前記第2フランジは、前記管への結合部で、該結合部の外延部よりも厚みをもたせるために、拡開されていることを特徴とする請求項1～7に記載の涙管ドレーン。

【請求項9】

前記第2フランジは、シリコーンまたは柔らかいプラスチック材料のような、生体適合性材料から成ることを特徴とする請求項1～8に記載の涙管ドレーン。

【請求項10】

前記第2フランジの断面形状が複数のアームを備えることを特徴とする請求項1～9に記載の涙管ドレーン。

【請求項11】

前記複数のアームが奇数個のアームから成り、さらに要すれば、各アームが所定の厚さの材料により相互接続されていることを特徴とする請求項10に記載の涙管ドレーン。